

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を 含む。）	巡 査	小 計		
警察本部	72	125	760	211	1,168	433	1,601
警察学校	1	2	15		18	3	21
警察署	59	156	1,643	972	2,830	153	2,983
初任科生				132	132		132
合計	132	283	2,418	1,315	4,148	589	4,737

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。